

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
- 〃
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 〃
- 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

### 【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
- 落札者等の決定
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
- 公共測量の実施
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

### 【公安委員会】

- 指導監査室
- 〃
- 〃
- 港湾課
- 〃
- 〃
- 県民生活交通課
- 〃
- 文化振興課
- 農村振興課
- 監理課
- 建築指導課
- 〃
- 地域課

## 目次

（県例規集登載）

担当課（室）

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

## ◎岡山県告示第五百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

キープきずなヘルパーステーション

#### 2 所在地

岡山県総社市中央二丁目五十一一五

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

NPO法人キープきずな

#### 2 所在地

岡山県総社市中央二丁目五番一一五

### 三 指定年月日

令和二年十一月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一四二九

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

## ◎岡山県告示第五百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ホームケア土屋中国

#### 2 所在地

岡山県井原市井原町一九二―二久安セントラルビル二階

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社土屋

#### 2 所在地

岡山県井原市神代町六六一番地一

### 三 指定年月日

令和二年十一月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇九三六

### 五 サービスの種類

訪問介護

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

◎岡山県告示第五百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションゆうぜん

2 所在地

津山市沼六八三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 主たる事務所の所在地

津山市沼六八三番地一

三 指定年月日

令和二年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇八五四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

## ◎岡山県告示第五百七十三号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

| 車輪の大きさ及びフレームの色 | 数量 | 自転車防犯登録番号標等 |
|----------------|----|-------------|
| 二六インチ 赤        | 一台 | 不明          |
| 二六インチ 茶        | 二台 | 不明          |
| 二六インチ 黒        | 二台 | 不明          |
| 二六インチ 白        | 一台 | 玉野市 す 六六八〇  |
| 二六インチ 白        | 一台 | 不明          |
| 二六インチ 銀        | 二台 | 不明          |
| 二六インチ 銀        | 一台 | 岡山中央 八九四一四  |
| 二六インチ 銀        | 一台 | 玉野H〇六〇五三    |
| 二六インチ 緑        | 一台 | 瀬戸内H〇三五二三   |

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和二年八月二十一日

三 放置されている場所

玉野市築港一丁目地先 宇野港フェリーターミナル北県駐輪場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部宇野港管理事務所

玉野市宇野一丁目八番九号

電話番号 〇八六三一三一三二二一

〔四九六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年十月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

こうのさと

三 代表者の氏名

片岡 徹也

四 主たる事務所の所在地

倉敷市西坂六八三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす妊産婦と乳幼児に対して、自然を尊重した持続可能な農業によって栽培された作物の提供や、それに関する事業を行う。安全安心な食料の自給と流通を促進し、子どもが自然の中で遊び学べる環境を保つと同時に、父母は地域の連帯を感じられ、朗らかに子育てを行えるコミュニティを創造する。それらの活動を通じて、その土地に産まれる命をその土地に暮らす皆で祝福する文化を醸成し、希望に満ちた社会の実現に強く寄与することを目的とする。

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔四九七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

令和二年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアサポートセンターひといろの実

三 代表者の氏名

藤田 健三

四 主たる事務所の所在地

倉敷市上富井八八

五 定款に記載された目的

この法人は、精神疾患をお持ちの方に対して、地域で自立した自分らしい生活を営んでいくために必要な事業を行い、障がいを持つ持たないにかかわらず、すべての人々が尊厳をもって共に暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔四九八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札に係る物品及び数量

岡山県立美術館で使用する電気

使用予定電力量 五、一七二、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

令和二年十二月一日午前零時から令和五年十一月三十日午後十二時まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県立美術館

岡山県岡山市北区天神町八番四八号

四 落札者を決定した日

令和二年十月十四日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社ホープ

福岡県福岡市中央区薬院一―一四―五MG薬院ビル

六 落札金額

六七、二〇〇、一六三円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年八月二十五日



令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔四九九〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

|             |    |            |
|-------------|----|------------|
| 所在及び地番      | 地目 | 面積（平方メートル） |
| 岡山市東区西庄二六三番 | 畑  | 四七八        |

二 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

|              |                      |              |                             |
|--------------|----------------------|--------------|-----------------------------|
| 農地を利用する権利の始期 | 存続期間                 | 借賃に相当する補償金の額 | 補償金の支払の方法                   |
| 令和三年一月一日     | 権利の始期から令和十三年一月三十一日まで | 四、七〇〇円       | 農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局に供託する。 |

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年十一月二十日（金）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔五〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 倉敷市                     | 測量区域  |
| 公共測量（道路台帳図データ作成）        | 測量の種類 |
| 令和二年九月三十日から令和三年三月二十六日まで | 測量期間  |

# 令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔五〇一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市南方字池田内四七六一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市南方六七五一

岡崎 泰雄

三 許可番号

岡山県指令建指第一五一号

令和2年11月6日 岡山県公報 第12242号

〔五〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十一月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字神明二一九一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島桑の木町三一 A二〇三号室

山田 義照

三 許可番号

岡山県指令建指第一四七号

◎岡山県公安委員会規則第八号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月六日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四号の表灘崎駐在所の項中「片岡一七七の一」を「片岡一七六番地」に改める。

第十二号の表栄町交番の項を削り、同表千鳥町交番の項を次のように改める。

|         |               |  |
|---------|---------------|--|
| 水島みなと交番 | 倉敷市水島福崎町八番二二号 | 倉敷市のうち北畝一丁目、北畝二丁目、北畝三丁目、中畝一丁目、中畝二丁目、中畝三丁目、中畝四丁目、中畝五丁目、中畝六丁目、中畝七丁目、中畝八丁目、中畝九丁目、中畝十丁目、福田町南畝、南畝一丁目、南畝二丁目、南畝三丁目、南畝四丁目、南畝五丁目、南畝六丁目、南畝七丁目、松江三丁目の一部、松江四丁目の一部、潮通一丁目、潮通二丁目、潮通三丁目、亀島一丁目、亀島二丁目、水島相生町、水島東寿町、水島西寿町、水島東弥生町、水島西弥生町、水島東栄町、水島西栄町、水島東常盤町、水島西常盤町、水島東千鳥町、水島西千鳥町、水島福崎町、水島南亀島町、水島北亀島町、水島明神町、神田一丁目、神田二丁目、神田三丁目、神田四丁目、水島高砂町、水島青葉町、水島南幸町、水島北幸町、水島南春日町、水島北春日町、水島南緑町、水島北緑町、水島東川町、水島南瑞穂町、水島北瑞穂町、水島海岸通一丁目、水島海岸通二丁目、水島海岸通三丁目、水島海岸通四丁目、水島海岸通五丁目、水島西通一丁目、水島西通二丁目、水島中通一丁目、水島中通二丁目、水島中通三丁目、水島中通四丁目、水島川崎通一丁目の一部 |
|---------|---------------|--|

第十二号の表亀島交番の項を削る。

附則

この規則は、令和二年十一月九日から施行する。ただし、第四号の表の改正規定は、公布の日から施行する。